４.「業態調書」の記入のしかた

⑶ **「業態調書（物品調達)」**の記入のしかた

ア　この書類は、「物品調達」に業者登録申請をするかたが作成してください。

イ　「物品調達」の中で登録を希望する「登録項目（物品の種類)」について、「登録の希望」欄に「○」印を付けてください。

（注１）　項目「その他」の「上記に属さない物品」に○印をつけたかたは、別紙14.『取扱物品一覧表』も作成してください。

（注２）　項目「フォーム印刷」又は「その他の印刷」に○印をつけたかたは、別紙15.『取扱い印刷物及び生産設備の一覧』も作成してください。

ウ　「登録項目（物品の種類)」ごとに対象となる物品の具体例を「具体的な物品等の例」欄に示していますので、ご参照ください。

エ　販売、製造等について、法令等に基づく許可や登録が義務づけられているものは、その許可や登録等を受けていなければ、本市に対して業者登録申請を行うことができません。